

小山工業高等専門学校教務委員会規程

制 定 昭和42年4月1日
最終改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校に、小山工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 教務主事補
- 三 各学科長
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

(審議事項)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成及び改廃に関する事。
- 二 授業時間割の編成に関する事。
- 三 学校の行事に関する事。
- 四 入学者の選抜に関する事。
- 五 学生の試験に関する事。
- 六 教育改善に関する事。
- 七 その他教務に関する事。

(会議)

第4条 委員会は、副校長（教務主事）が招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(時間割編成専門部会)

第6条 委員会に授業時間割の編成作業等を実施するため時間割編成専門部会を置く。

2 時間割編成専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事補から1名
- 二 各学科から各1名及び一般科から2名

3 前項の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 時間割編成専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(e-learning専門部会)

第7条 教務委員会にe-learningの活用と推進を図るため、e-learning専門部会を置く。

2 e-learning専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事補から1名
- 二 各学科及び一般科から各1名
- 三 技術室から1名

四 その他校長が必要と認めた者

- 3 前項の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 e-learning専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 6 e-learning専門部会は、次に掲げる事項を所管する。
 - 一 e-learningの活用と推進に関すること。
 - 二 教材資料作成室の運用に関すること。
 - 三 教材資料作成室の設備・備品等の管理に関すること。
 - 四 e-learningに係わる機器等の整備に関すること。
 - 五 その他e-learningの運用等に関すること。

(事務)

第8条 委員会及び専門部会に関する事務は、学生課教務係において処理する。

附則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校e-learning運営委員会規程(平成18年6月14日施行)は、廃止する。